

訓 練

令和7年四国電力株式会社伊方発電所事故に係る 原子力緊急事態宣言

令和7年11月29日10時50分

令和7年11月29日9時28分、伊方発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力緊急事態が発生したと認めた。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

現在、伊方発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

同発電所において、事態の収束に向けた複数の対策を実施しており、こうした対策が有効に機能すれば、放射性物質が放出される事態に至らず、事態は収束していくと思われる。

しかし、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、最悪の場合に備え、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

なお、仮にこうした対策が有効に機能せず、放射性物質が放出される事態に至る場合があるとしても、1.5日程度の時間的余裕が見込まれるので、自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。

具体的には、同発電所から概ね5km圏内（PAZ）及び同発電所の予防避難エリアの住民等は、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続すること。

また、予防避難エリアを除く同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避すること。

ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。

今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

繰り返しになるが、現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動すること。